

「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」による政策コンテスト評価結果についての委員長談話

平成 22 年 12 月 17 日

消費者委員会委員長 松本恒雄

1 本年 12 月 1 日、政府の「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」による政策コンテスト評価結果が公表されました。内閣府分として要望されていた「消費者委員会の機能強化のための事務局体制充実等」は、残念ながら、「関係府省からの人員の振り替えに努めること、要求と合わせた事務経費等の大幅削減が条件」とのコメントが付されて、C 評価とされました。

C 評価は、4 段階評価の下から 2 番目で、同会議から示されている評価の基準によると、「事業の『内容』に一定の評価はできるが、『改革の姿勢』等の問題が大きい」というものです。言い換えれば、消費者委員会の行う消費者行政全般についての監視という事業は、一定の評価はできるものの、積極的評価はできないということです。

また、「改革の姿勢」とは、「予算配分を大胆に組み替える」とこととされています。

しかし、消費者委員会は、文字通りゼロからスタートした組織で、事業官庁ではありませんから、そもそも振り替えのための人員も大胆に組み替えるべき予算ありません。

2 消費者委員会は、平成 21 年の通常国会において政府から提出された「消費者庁設置法案」に含まれていた消費者庁の審議会としての消費者政策委員会を消費者庁から独立させ、そこに民主党提出の「消費者権利院法案」における消費者権利院の監視機能というコンセプトの一部を注入する形で創設されたものです。その結果、法律名も「消費者庁及び消費者委員会設置法」と修正のうえ、衆参ともに全会一致で可決されました。

そして、衆議院消費者問題特別委員会の附帯決議では、23 項目中の 8 項目において、また、参議院消費者問題特別委員会の附帯決議でも、34 項目中 12 項目において、消費者委員会への言及がなされています。とりわけ、衆議院の附帯決議の第 8 項では、「消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。」と明記されています。

さらに、当時野党が多数を占めていた参議院の附帯決議の第 11 項では、「消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。」と一層踏み込んだ表現で、消費者行政全般に

対する消費者委員会の監視機能の強化のための措置の必要性を強調しています。

3 消費者委員会は、平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁とともに発足しましたが、平成 21 年度予算の成立後の法案修正であったことから、消費者委員会に配属された当初の定員内職員はわずか 2 名で、消費者委員会に課された任務及び与えられた機能に見合わない人員と予算でスタートせざるをえませんでした。平成 22 年度に、定員は 4 名増員されて 6 名となりましたが、まったく不十分な状態が続いています。とりわけ、消費者委員会の独自の機能として法案修正で付加された監視機能を十分に発揮するためには、問題や被害の状況、関係する法律の詳細、行政の実態、海外の対応状況等を独自に調査できる調査部門の体制強化が不可欠です。

また、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則 2 では、「政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。」とされていますが、消費者委員会としては、委員の常勤化より、事務局調査部門の体制強化の優先度の方が高いと判断して、監視機能の充実強化のための調査部門の職員増員を 2011 年度に向けての最大の要求事項として掲げているところです。

政府が平成 21 年の通常国会の審議の原点に立ち返って、適切な人員配置に努力されるように強く要望します。

参考資料

（１）消費者庁及び消費者委員会設置法

附 則

２ 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。

３ 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）及び消費者安全法（以下「消費者庁関連三法」という。）の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

（２）衆議院消費者問題に関する特別委員会「消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議」（平成 21 年 4 月 16 日）

２ 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。

３ 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。

４ 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。

５ 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。

６ 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。

また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに対し、積極的に対応すること。

７ 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

8 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。

23 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

（３）参議院消費者問題に関する特別委員会「消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議」（平成 21 年 5 月 28 日）

3 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。

4 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、情報の共有を始めとして、適宜適切に協力して職務に当たること。

5 消費者の利益の擁護及び増進を図り、真に消費者、生活者が主役となる社会を実現するためには、消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣が、消費者行政の司令塔である消費者庁及び消費者行政全般の監視機能を果たす消費者委員会双方の判断を総合的に勘案し、その掌理する事務を遂行することが極めて重要であることにかんがみ、消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うこと。

6 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別、専門性等について十分配慮すること。また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること。

7 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。

8 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は迅速かつ誠意をもって対応すること。関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報及びその所掌に係る民間事業者に関する情報についても必要に応じて収集・分析を行い、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに応じ、積極的な提供に努めること。

9 消費者委員会が個別具体的な事案に関して「勧告」を行うにあたっては、当該事案に関して的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものとする。消費者庁及び消費者委員会設置法第八条の「資料の提出要求等」の権限が、その情報収集のための法的担保として設けられているものであるが、事実上の情報収集の手段として、消費者や事業者

等からの自発的な通報・提供という形で情報を得ること、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等の形で、消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではないことに留意すること。

10 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

11 消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。

12 消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。

また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。

26 消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと。

33 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。